

議会改革調査特別委員会設置に関する決議

1 特別委員会の設置

議会改革に関する調査をするため、委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものとする。

2 付託事件

- (1) 議会基本条例の制定について
- (2) その他議会改革に関することについて

3 調査期限

本特別委員会は、2に掲げる事件の調査及び審査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

4 委員定数

本特別委員会の委員は11人とする。